

保育料一覧表

※幼稚園の設定する保育料が49,000円未満の場合は、その額が保育料の上限額になります。

階層区分	区分(税額)	保育料の額
A	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律による支援給付受給世帯	0円
B	市町村民税非課税世帯	0円
C1	市町村民税のうち所得割非課税世帯	14,200円 (7,100円)
C2	市町村民税のうち所得税割が 48,600円未満	17,000円 (8,500円)
D1	// 48,600円~61,000円未満	19,800円 (9,900円)
D2	// 61,000円~73,000円未満	22,600円 (11,300円)
D3	// 73,000円~85,000円未満	25,400円 (12,700円)
D4	// 85,000円~97,000円未満	28,200円 (14,100円)
D5	// 97,000円~126,000円未満	31,900円 (16,000円)
D6	// 126,000円~149,000円未満	35,600円 (17,800円)
D7	// 149,000円~169,000円未満	39,300円 (19,700円)
D8	// 169,000円~255,000円未満	44,600円 (22,300円)
D9	// 255,000円~301,000円未満	49,000円 (24,500円)
D10	// 301,000円~397,000円未満	49,000円 (24,500円)
D11	// 397,000円以上	49,000円 (24,500円)

注1 同一世帯から2人以上の児童が同時に保育施設などを利用している場合(※)の保育料は、最も年齢の高い利用児童が上段の額、次に年齢の高い利用児童が()内の額、3人目以降の利用児童は0円となります。

(※) 算定対象人数には、本事業又は以下の事業若しくは施設(認可を受けている施設に限る。)を利用中の就学前児童を含みます。保育所(園)、地域型保育事業、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設通所部

注2 本事業を利用する児童は保育施設等(認可を受けている施設に限る。)の利用に伴う保育料の多子軽減(きょうだい児減免)の同時に施設を利用している者には含まれません。

注3 4月から8月までの保育料の額は前年度の市民税額を基準に、9月から翌年3月までの保育料の額は当該年度の市民税額を基準に算定します。

注4 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除などは適用しないものとします。

注5 平成30年度より税源移譲に伴い、指定都市の市民税率が8%となりましたが、保育料の額の算定に当たっては、旧税率6%で計算した額により算定します。